

【分野別】本市の人権に関する主な取組み

■ こども

- R4.4 子ども条例 施行
 子どもの権利及びおとなの責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項などを定めることにより、子どもの権利を保障し、すべての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちづくりを進めるために制定
- R5.4 子どもの権利推進計画 策定
 市が子どもとかわる関係者と連携して子どもの権利保障を推進するために、施策や取組の方向性等を定めた子ども条例第 18 条に基づき策定される行政計画
- R6 年度 子ども権利相談・救済機関 設置（予定）
 令和 5 年度、新潟市子どもの権利推進委員会等からの意見を踏まえ、令和 6 年度の設置に向け検討・調整中。
 子どもの権利救済委員、子どもの権利調査・相談員の配置 等

■ 性的マイノリティ

- R2.4 パートナーシップ宣誓制度 開始
 性的マイノリティのカップルが、本人の希望により、パートナーシップ関係（互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係）であると宣誓を行い、宣誓したことを「新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき市が認める制度
- R5 年度 ファミリーシップ制度 検討中
 上記制度の拡充で、パートナーの親族を家族として登録する制度

■ 犯罪被害者等

- R4.8 犯罪被害者等支援条例 施行
 犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市をはじめとした各主体の責務等を明らかにし、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることで、犯罪被害者等が受けた被害を軽減・回復し、生活の再構築を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するために制定
- R5.4 犯罪被害者等支援推進計画 策定
 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するために、施策や取組の方向性等を定めた犯罪被害者等支援条例第 8 条に基づき策定される行政計画

■ 北朝鮮による日本人拉致問題

- R4.12 新潟市拉致問題等啓発推進条例 施行
 北朝鮮による拉致被害者の問題、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案その他北朝鮮当局による人権侵害問題（以下「拉致問題等」という。）について、市民に対し積極的な啓発を行うことにより、拉致問題等の風化防止を図り、もって拉致問題等の早期解決に資することを目的として制定